

# 新たなテレワーク普及啓発制度の創設について(案)

## ～「テレワーク 先駆者百選」と「テレワーク その手・この手」の実施～

### コンセプト

- テレワークに取り組んでいる企業を周知し、企業側もテレワーク実施をアピールできるようにする
- 利用者視点でテレワークが、身近な様々な課題に活用できるものであることを周知・啓発する

### 背景・問題意識

#### 企業側

- 就業規則がテレワーク導入を前提としていない。
- 就業規則変更のハードルが高い。

#### 従業員側

- テレワークが自らの課題解決に繋がるという発想がない、手段としてテレワークの活用を思いつかない。
- そもそもテレワークでどんなことができるか分からない。

### 実施内容

#### 1 「テレワーク 先駆者百選」

- テレワークを積極的に実践している企業や自治体等を募集の上、データベース化し対外的に公表
  - 「テレワークが就業規則等に明記されている」等、客観的な制度要件で実践企業等を募集
  - テレワークの実施内容や特徴等のデータも把握
- データベースは翌年以降も掲載情報を追加・更新
- 選定企業には、総務省から先駆的なテレワークを導入済みであることを示すマーク等を付与して、名刺等で活用できるようにする

#### 2 「テレワーク その手・この手」

- テレワークによる課題解決の実例およびアイデアを個人等から広く募集し、特徴的なものを表彰。
  - (1) 「テレワーク その手があつたか賞」  
【HAPPYエピソード部門】
    - 課題解決の実例(実際に役に立った事例)を募集  
(例) 「親の介護で退職せざるを得なかった唯一の経理担当者が、テレワーク活用で退職せずに親元で業務を継続できた」 等
  - (2) 「テレワーク この手があります賞」  
【HAPPYアイデア部門】
    - 活用アイデア(可能性のある斬新なアイデア)を募集  
(例) 「特定の疾病に効く国内唯一の温泉で湯治しながらテレワークができれば、体調よく働くことができる」 等

### スケジュール

- 11月に「1」及び「2」の募集を開始し、3月に結果公表及び表彰を実施【予定】

### 効果

- 「テレワーク 先駆者百選」により、テレワークを積極的に実施する企業や自治体等を世間に対して見える化。
- 企業や自治体は、導入済みマーク等の取得に向け、就業規則変更等によるテレワークの制度的対応を推進。
- 従業員や担当者は、働き方改革に向けた身の回りの課題解決手法を「テレワーク その手・この手」から参照可能。